

予納の利用について

調査等により近日中に納付すべき税額の確定が見込まれる場合には、修正申告書等を提出する前であっても、その納付すべき税額の見込金額を、あらかじめ納付（予納）することができます。

予納すると、延滞税の計算は納付された日までとなりますので、法定納期限から1年以内に予納した場合には、延滞税の額が少なくなります。

なお、予納した場合には、修正申告書の提出等を行う前に、その還付を求めるることはできませんので御注意ください。

（参考）

○ 予納した額が修正申告等により確定した税額よりも少ない場合

修正申告等により確定した本税に充てられますので、残りの本税、加算税、延滞税については、別途納付していただくことになります。

○ 予納した額が修正申告等により確定した税額よりも多い場合

修正申告等により確定した本税に充てた残額については、順次、他の未納の国税に充てられ、納め過ぎた額については還付されることとなります。

予納とは、納付すべき税額が確定した国税で、その納期限の到来していないもの、又はおおむね6か月以内に納付すべき税額が確定することが確実な国税について、あらかじめ税務署長に申し出て納付することができる制度です（国税通則法第59条、同法基本通達59-1）。

不明な点がある場合は、当署の管理運営部門にお問い合わせください。

資料3

国税の予納申請書

税務署受印

年月日



税務署長 あて

(納税者) 住所又は居所(所在地)

電話 ()

氏名又は法人名

印

私は、下記に掲げる国税について、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予 納 す る 国 税			
税 目	年分(事業年度)	税 額	摘要
税		円	本税・延滞税・加算税
税		円	本税・延滞税・加算税
税		円	本税・延滞税・加算税
予納する理由	(年 月 日 修正申告書提出予定)		

※ 「摘要」のうち、利用しないものは、二重線で抹消する。

【国税通則法第59条第1項】

納税者は、次に掲げる国税として納付する旨を税務署長に申し出て納付した金額があるときは、その還付を請求することができない。

(第一号) 納付すべき税額の確定した国税で、その納期が到来していないもの

(第二号) 最近において納付すべき税額の確定することが確実であると認められる国税

(税務署整理欄)

上記のとおり予納申請がありました。					備 考	<input type="checkbox"/> 局	<input type="checkbox"/> 署 ()
決 裁 年 月 日		.					
署 長		統括官	上 席				
					番号		

国税の予納申請書

1 目的

納税者が次に掲げる国税について、予納の国税として納付する旨を署長に申し出た場合に、当該申出の内容について確認するため納税者から徴する。

- (1) 納付すべき税額が確定したもので、その納期が開始していない国税
- (2) 最近において（おおむね6月以内）納付すべき税額の確定することが確実と認められる国税

(注) 源泉徴収すべき源泉所得税（強制徴収に係るものを除く。）、現金納付する登録免許税（登録免許税法第29条の規定によるものを除く。）及び印紙税については予納の取扱いをしない。

2 記載要領等

- (1) 「提出年月日」欄、「納税者」欄、「予納する国税」欄及び「予納する理由」欄の各欄に必要事項を記載する。
- (2) 「摘要」欄のうち、利用しないものは、二重線で抹消する。